

大口町告示第118号

占有物件及び使用物件に係る占有料等の減免率を定める件（平成3年大口町告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月23日

大口町長 鈴木雅博

占用物件及び使用物件に係る占用料等の減免率を定める件の一部を改正する告示

占用物件及び使用物件に係る占用料等の減免率を定める件（平成3年大口町告示第18号）の一部を次のように改正する。

表ガス管の項中「東邦瓦斯株式会社及び丹羽石油ガス協同組合」を「ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者」に改め、排水管の項の次に次のように加える。

自動運行補助施設	道路法（昭和27年法律第180号）（以下「法」という。）第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設	100
----------	--	-----

表に次のように加える。

法第37条にて占用制限された区間で道路の上空に設置されている電線類を撤去し地中に設ける管路及びこれらと一体不可欠な変圧器等の地上機器	89
法第37条にて占用制限された区間で電線類が上空に設置されていない道路において地中において設ける管路及びこれらと一体不可欠な変圧器等の地上機器	89
電線共同溝、キャブ等に収容される電線類	20
電線共同溝、キャブ等と一体不可欠な変圧器等の地上機器	89

附 則

（施行期日）

1 この件は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本則の表自動運行補助施設の項の減免期間は、令和5年4月1日から令和13年3月31日までとする。

占用物件及び使用物件に係る占用料等の減免率を定める件の一部改正新旧対照表

新		旧	
区分	減免率（単位％）	区分	減免率（単位％）
大口町道路占用料条例第7条第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号及び12号に定めるもの	100	大口町道路占用料条例第7条第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号及び12号に定めるもの	100
電柱・電 話柱	公共団体が設ける街灯が添架されたもの	電柱・電 話柱	公共団体が設ける街灯が添架されたもの
	道路管理者が設ける標識が添架されたもの		道路管理者が設ける標識が添架されたもの
	公安委員会が設ける標識及び信号機が添架されたもの		公安委員会が設ける標識及び信号機が添架されたもの
テレビ用アンテナ線（電波障害防除用）	100	テレビ用アンテナ線（電波障害防除用）	100
ガス管	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するがガス事業者が設置したもの	ガス管	東邦瓦斯株式会社及び丹羽石油ガス協同組合が設置したもの
	外径0.075メートル未満の支管		外径0.075メートル未満の支管
	外径0.4メートル未満の本管		外径0.4メートル未満の本管
	外径0.4メートル以上の本管		外径0.4メートル以上の本管
農業用排水管路	100	農業用排水管路	100
排水管	一般家庭排水に係るもの	排水管	一般家庭排水に係るもの
自動運行補助施設	道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設		
通路橋	一般家庭及び農地の出	通路橋	一般家庭及び農地の出

新			旧		
	入口に使用するもの			入口に使用するもの	
アーチ	公共的団体等に係るもの	100	アーチ	公共的団体等に係るもの	100
幕	公共的団体等に係るもの	100	幕	公共的団体等に係るもの	100
公共的団体等が占、使用する物件で公衆の利便に著しく寄与するもの		100	公共的団体等が占、使用する物件で公衆の利便に著しく寄与するもの		100
<u>法第37条にて占用制限された区間で道路の上空に設置されている電線類を撤去し地中に設ける管路及びこれらと一体不可欠な変圧器等の地上機器</u>		89			
<u>法第37条にて占用制限された区間で電線類が上空に設置されていない道路において地中において設ける管路及びこれらと一体不可欠な変圧器等の地上機器</u>		89			
<u>電線共同溝、キャブ等に收容される電線類</u>		20			
<u>電線共同溝、キャブ等と一体不可欠な変圧器等の地上機器</u>		89			